平成２２年（フ）第１７３０号
千葉県市川市国分６丁目８番５号、住民票上の住所千葉県市川市東国分２丁目８番６号
債務者　篠本　高見（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目10番10―305号
債務者　木村　芳徳
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番６―504号
債務者　村上　友子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
千葉県船橋市山手３丁目８番４棟401号
債務者　清澤　典子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
千葉市若葉区小倉町1734番地５
債務者　星　美津子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７号
千葉市若葉区小倉町1734番地５
債務者　赤地　昭治
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
千葉県旭市清和甲448番地
債務者　磯辺　正康
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５４７号
静岡県田方郡函南町仁田114番地の６
債務者　三浦ゆき子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
静岡県田方郡函南町仁田114番地の６
債務者　三浦美津枝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
静岡県伊豆市修善寺218番地
債務者　白井　徹哉
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
静岡県田方郡函南町畑357番地の１　軽費老人ホーム富士見が丘いこいの園
債務者　鍵山　千枝
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
静岡県伊豆の国市奈古谷2208番地の248　エメラルドタウン204―153
債務者　阿部　和雪
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
静岡県駿東郡清水町柿田33番地の２　ドミール泉102号
債務者　田﨑　昭洋
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
静岡県三島市加茂15番地の３　加茂ハイツ131、前住所静岡県三島市加茂15番地の３　加茂ハイツ132
債務者　宇佐美秀子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
静岡県伊豆の国市奈古谷2208番地の248　エメラルドタウン204―153
債務者　阿部ゆみか
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
静岡県沼津市筒井町１番地の９　ＳＳＫマンション302、前住所静岡県裾野市佐野507番地の７　アーバンシティ裾野605
債務者　梅原　茂生
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
愛知県稲沢市平和町塩川612番地　サニーハイム杉木103
債務者　蔦野　清文
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部